

令 6 長 寿 社 会 第 4 4 9 号
令和 6 年（2024 年）6 月 27 日

各 指 定 訪 問 介 護 事 業 所
各指定(介護予防)訪問入浴介護事業所
各指定(介護予防)訪問看護事業所
各指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所 の管理者 様
各指定(介護予防)福祉用具貸与事業所
各指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所

山口県健康福祉部長寿社会課長

令和6年度自己点検表の提出について

このことについて、介護保険サービスに係る自己点検表を下記のとおり提出してください。

記

1 提出の対象となる介護保険サービス種別

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護（介護予防を含む）
- (3) 訪問看護（介護予防を含む）
- (4) 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）
- (5) 福祉用具貸与／特定福祉用具販売（介護予防を含む）

注1) みなし指定の事業所においては、提出不要であること。

注2) 下関市に所在する介護保険施設・事業所については、サービス種別に関わらず、県への提出は不要であること。

2 提出先 貴事業所の所在地を所管する県健康福祉センター保健福祉・総務室（原則メール提出）

※各健康福祉センターのメールアドレス等は「提出先一覧表」で確認すること。

※メールの件名は「自己点検表提出(サービス種別)」とし、1通のメールにつき1部の添付とすること。

【例】自己点検表提出(訪問介護)

3 提出部数 1部

4 提出期限 令和6年7月31日(水)

5 資料作成上の留意事項

- (1) 様式は一部変更しているので、令和6年度版を使用すること。
- (2) 特に明記のない場合は、令和6年7月1日現在の状況を記入すること。
- (3) 郵送又は持参の場合、用紙の大きさは A4 版とし、可能な限り、両面印刷(長辺とじ)とすること。
- (4) 「自己点検表」は、点検項目ごとに基準等の内容を確認することにより基準等の理解を促進するとともに、自らチェックを行う趣旨でお願いするものであること。

6 その他

当該自己点検表の様式(Excel 形式及び PDF ファイル形式)は、山口県長寿社会課介護保険班のホームページ「かいごへるふやまぐち」からダウンロードすること。

【アドレス】 <https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

連絡先：長寿社会課
電 話：083-933-2774
FAX：083-922-3022
担 当：田村、山吹